

立川市斎場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定による。



2 市長は、斎場等の使用又は市営葬儀の利用（以下「使用等」という。）を承認するに当たって管理上必要な条件を付することができる。

（使用等の不承認）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用等を承認してはならない。

(1)～(4) ……略……

（使用料）

第8条 斎場等の使用については、別表第1に定める使用料を、市営葬儀の利用については、別表第2に定める使用料を徴収する。この場合において、斎場等を使用して市営葬儀を行う際は、別表第1及び別表第2に定める使用料を合わせて徴収する。

2 使用料は、使用等を行う日までに徴収する。

（使用料の減免）

第9条 ……略……

（使用料の還付）

第10条 ……略……

（保証金）

第11条 ……略……

2 ……略……

（目的外使用の禁止等）

第12条 使用等の承認を受けた者（以下「使用者等」という。）は、目的以外に使用等し、又は使用等の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用等の条件の変更等）

第13条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合におい

2 市長は、斎場等の使用を承認するにあたって管理上必要な条件を付  
けることができる。

（使用の不承認）

第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、斎場等の使用  
を承認してはならない。

(1)～(4) ……略……

（使用料）

第5条 斎場等の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の承認をする際徴収する。

（使用料の減免）

第6条 ……略……

（使用料の還付）

第7条 ……略……

（保証金）

第8条 ……略……

2 ……略……

（目的外使用の禁止等）

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用条件の変更等）

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、使

ては、使用等の条件を変更し、使用等を停止させ、又は使用等の承認を取り消すことができる。

(1) 使用等の目的又は使用等の条件に違反したとき。

(2) 及び(3) ……略……

2 市長は、前項の規定により使用者等が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第14条 使用者等は、齋場等の使用等を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により使用等を停止され、又は使用等の承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 使用者等は、齋場等の使用等に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損傷を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 ……略……

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に齋場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第6条の規定による使用等の承認及び第7条の規定による使用等の不承認に関する業務

(2) 第8条の規定による使用料の徴収、第9条の規定による使用料の減免及び第10条の規定による使用料の還付に関する業務

(3) 第11条の規定による保証金の徴収及び還付に関する業務

(4) 第13条の規定による使用等の条件の変更等に関する業務

用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(2) 及び(3) ……略……

2 市長は、前項の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、齋場等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により使用を停止され、又は使用承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、齋場等の使用に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損傷を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条の2 ……略……

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条の3 前条の規定により指定管理者に齋場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3条の規定による使用の承認及び第4条の規定による使用の不承認に関する業務

(2) 第5条の規定による使用料の徴収、第6条の規定による使用料の減免及び第7条の規定による使用料の還付に関する業務

(3) 第8条の規定による保証金の徴収及び還付に関する業務

(4) 第10条の規定による使用条件の変更等に関する業務

(5) 斎場等の維持管理に関する業務

(6) ……略……

2 前項の場合における第6条、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第18条 指定管理者は、第8条に規定する使用料を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を設定することができる。

2 ……略……

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、法令又はこの条例の定めるところに従い、適正に斎場等の管理を行わなければならない。

(委任)

第20条 ……略……

別表第1 (第8条関係)

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| …略… | ……略…… | ……略…… |
|-----|-------|-------|

備考 ……略……

別表第2 (第8条関係)

| 葬儀の種別    | 使用料      |
|----------|----------|
| 一般葬又は一日葬 | 113,000円 |
| 直葬       | 26,000円  |

(5) 斎場の維持管理に関する業務

(6) ……略……

2 前項の場合における第3条、第4条、第6条、第7条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第12条の4 指定管理者は、第5条に規定する使用料を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を設定することができる。

2 ……略……

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条の5 指定管理者は、法令又はこの条例の定めるところに従い、適正に斎場の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 ……略……

別表 (第5条関係)

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| …略… | ……略…… | ……略…… |
|-----|-------|-------|

備考 ……略……

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。